

第3期福井市特定事業主行動計画の概要

福井市特定事業主行動計画 ～職員みんなで支え合う育児と仕事の両立～

1. 策定の目的

平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法で、国や地方公共団体は事業主として、職員のための次世代育成支援対策に関する計画の策定が義務付けられました。

本市においては、平成17年3月に第1期福井市特定事業主行動計画、平成22年4月に第2期福井市特定事業主行動計画を策定し、職場を挙げた取組を支援してきました。しかしながら、休暇取得の目標値達成には至っておらず、現在も取得促進が必要な状況にあります。職員が健康で豊かな生活のための時間を確保し、働き続けることができるよう、更なる仕事と生活の調和を推進していくために策定します。

2. 計画期間

平成27年度から31年度までの5年間を計画期間とします。

3. 推進体制

- (1) ハンドブックやリーフレットの配布及び研修等により行動計画の周知を図ります。
- (2) 福井市特定事業主行動計画推進委員会を設置して、各所属の実施状況を点検します。
- (3) 毎年少なくとも1回、前年度の実施状況等を市のホームページで公表します。

4. 具体的な取組み

(1) 職員の勤務環境の整備

- ① 既存の諸制度の周知徹底と意識の啓発
- ② 妊娠中及び出産後における配慮
- ③ 子どもの出生時における父親の特別休暇等の取得促進
目標値：対象職員の取得率 100%
- ④ 育児休業等を取得しやすい環境の整備
目標値：対象男性職員の取得率 10%
- ⑤ 超過勤務の縮減
- ⑥ 年次休暇の取得の促進 目標値：年間取得日数 12日
- ⑦ 子どもの看護を行うための特別休暇の取得促進

(2) その他次世代育成支援対策

- ① 子育てバリアフリーの促進
- ② 子ども・子育てに関する地域貢献活動
- ③ 子どもとふれあう機会の充実